

東京二十三区清掃一部事務組合バナー広告掲載基準

7 清総総第1607号
令和7年11月25日
総務部長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、東京二十三区清掃一部事務組合(以下「一組」という。)ホームページ広告掲載取扱要綱第3条に規定する広告掲載の具体的な基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及びこれに類似されると一組が認めたものを業とする団体
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業と規定されるもの及びこれに類似すると一組が認めたものを業とする団体
- (3) たばこ製造業者並びにたばこ製品の卸売業者及び輸入業者(たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナーの向上のための広告」等は除く。)
- (4) ギャンブルにかかるもの(公営競技及び宝くじを除く。)
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い又は運勢判断に関するものを業とする団体
- (8) 探偵業の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)に規定する探偵業を行う団体及びこれに類似すると一組が認めたものを業とする団体
- (9) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)で、連鎖販売取引と規定される業種
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規則等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)で暴力団及び暴力団員と規定されるもの又はこれらのものの威圧を利用し、又は維持、運営等に協力し、若しくは関与している団体
- (13) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による民事再生又は会社更生手続中の事業者
- (14) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反しているもの(そのおそれがあると認められるものを含む。)
- (15) 一組と係争中のもので、一組の事業の円滑な運営に支障をきたすと判断されるもの
- (16) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (17) 営業の実態等を確認できないもの
- (18) 東京二十三区清掃一部事務組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている事業者

(19)前各号に掲げるもののほか、各種法令に違反し、又はそのおそれがあると認められるもの
(掲載基準)

第3条 次の各号に定める内容の広告は、広告媒体に掲載しない。

(1)次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別、名誉き損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの

エ 一組の事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ デザイン、表現が一組のイメージを損ない、一組の事業の円滑な運営に支障をきたすと判断されるもの

カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせるものや不安を与えるおそれのあるもの

ケ 社会的に不適切なもの

コ 意見広告などで国内世論が大きく分かれているもの

サ 個人の宣伝に関するもの

シ デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの

ス その他、一組が不相当と認めるもの

(2)消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種、商法、商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法、施術等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ その事実がないのに国、地方公共団体、その他公共機関が、広告主又はその商品、サービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現内容を含むもの

コ 消費者生活センターにおいてトラブルが発生している業務、商品を取り扱う事業者

(3)青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 暴力、犯罪を肯定し、助長するような表現

ウ 陰惨、残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの

オ 違法賭博、ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の健全な心身の成長に有害なもの

(細則)

第4条 この基準に規定するもののほか、必要な事項は総務部長等が別に定める。

附 則

この基準は、令和7年12月1日から施行する。